**平成27年度　第１回大阪府景観審議会　会議要旨**

都市空間創造室

・平成27年11月12日（木）15:00～17:00

・大阪府咲洲庁舎38階　会議室

・出席委員：大矢委員、嘉名委員、亀田委員、北川委員、杉江委員、砂川委員、下村委員、神瀬委員、武田委員、長町委員、鳴海委員、濱田委員、若本委員、梅原専門委員、冨田専門委員、広井専門委員

【委員】

　本日は、屋外広告物部会で検討していただいたLED等照明広告の規制のあり方について審議したいと思う。この議案は、本日の審議をもって答申内容を確定させる予定だが、まずは部会の報告をお願いする。

【委員】

　後で事務局から詳しく説明があるが、配慮すべき事項について、委員の方々のご協力のもとで一応案を作成させていただいた。

　LED等照明による屋外広告物というものも重要性があるわけだが、一方で、特に住環境への影響も懸念されるところがあり、何らかの指針を示す必要があるのではないかということがあった。

　さらに、住民、広告主、広告業、建設、印刷業の方々などとの共同により、その地域のより良い景観形成を整えるということも必要になるので、その点を踏まえて、この配慮事項を示させていただいた。

　そのようなことを踏まえ、住居系への配慮とさせていただき、商業系については、賑わいの観点から対象外とさせていただいている。

　この配慮事項を周知徹底させ、さらに実際に運用していただき、その経験を踏まえて次のステップに入ろうかと思っている。

　現実には、市町村が実施していくので、その点も踏まえて大阪府と市町村の協力関係のもと、景観形成の連立を関係させ、景観形成というものに育てていければと思っている。

　具体的な細かい説明は、事務局に移させていただく。事務局、よろしくお願いする。

【事務局】

　内容説明

【委員】

　それでは、ご意見・ご質問等あればお願いする。いかがか。

【委員】

　４ページの四角で囲まれた「輝度８００カンデラ以下を目安とする」だが、これは基本的には、測定できる状態のものは全部測って確認するということか。

【事務局】

　こちらについては、実際に設置する際に許可などが必要であるため、その際に、設置した側に対して８００カンデラというものを守っていただきたいとお願いするということで考えている。

【委員】

　お願いするということは、許可要件ではないということか。

【事務局】

許可要件ではない。

【委員】

　分かった。

【委員】

　LED等照明なので、ネオンサインで動いたりするものと考えたらいいのか。LEDは動くものと動かないものがあり、例えば香港の空港だと、飛行機が間近に降りるため動くネオンにはなっていない。今、LEDを用いたテレビも多くあるので、その場合ビデオや映画、他の広告の素材を流す等、色々なケースがあるかと思うが、ソフトについては別にこだわりはないのだろうか。

【委員】

　そこが議論になるわけだが、科学的知見がまだはっきりしていないところがあり、専門家のご意見からいくと、動きのあるものは、中身によって不快感も随分違ってくるということのようだ。確かに、内容面もあるかと思うが、景観あるいは屋外広告物のコントロールという点からは、内容についてどうこうということはできないかと思う。

【委員】

　「答申（案）」が出たということで、最終的にこの答申は、条例でもなく、ガイドラインでもなく、参考的な資料を大阪府として持つという形の答申になるということだと思う。

　色々議論を尽くした結果なので、そのようになるというのはいいのではないかと思う。

　今、全国的に見ても、このようなデジタルサイネージ類のガイドラインや、数値目標を挙げたものはほぼない状態の中で、大阪府が先駆的に、条例にはならなかったが目安として８００カンデラという数値を挙げることもできている。また、住居地区に対して５０メートルのエリアで正対しないというか、方向性に対して気にしなさいということを明文化できるということそのものに意義があるかと思うので、こちらの内容で結構かと思う。

【委員】

　今後、規制される住宅地域への問題を押さえていこうということだが、イタチごっこになる。指導ができない、抑制ができない、法的にきちんとできない状況の中で、お願いということであれば、やるほうはやってしまうということが今までずっと繰り返されてきた。

　京都でも今回、木屋町通の点滅を全部取るのに４年かかった。あれは、条件など色々決めていたのだが、放置をしてきたためになってしまったと。ところが、今回、決めていなかったら、ますますこのようなことがどんどん出て、技術のほうが早いので色々なことが問題化するのではないかと思う。

　私は、これをどのようなタイムスケジュールの中で規制をして、そのような問題が起きないように抑え込むのかということが大事ではないかと思う。その辺りはいかがだろうか。

【事務局】

　今回諮問するにあたり、最初の段階では、条例化できないかというところから議論はスタートしていた。実験やその他議論をしていく中で、どうしても最後、数値化できるもの、できないものがあり、数値化したものに対して、どのくらい根拠があるのかといった部分で、まだ条例化は早いのではという結論に達している。

　まずはそのような事例を集めていくことによって、将来的にどうしていくのだというところに持っていければと考えている。

【委員】

　今後、これをいったん大阪府が出すが、そうすると守られずに、また、色々なところで色々な事象が出てくる。

　一番大事なのは、個別の市町村ごとの、例えばあるエリアごとの個別解でより厳しい規制をかけていきたい場合である。大阪府としては、これを一番上位概念として、目指すのは８００カンデラ以下とか、５０メートル以内には駄目だというのが出ていれば、それを利用しながら、より厳しい規制を地域の人で持ってもらえると思う。そのような働きかけを府が一番大きな余力のある条例なり、ガイドラインを持つのが一般的なので、個別解になっていった時に、より厳しくできるように、「今、作った」という言い方をしてもらって、啓蒙をしていただくのがいいと思う。各市町村や、あるいは、市町村の中の中心市街地、大事な景観地区、伝統的建造物群保存地区、そのような所に対して、「住宅地区についてはこうですよ」ということをやっていただくのがいいと思う。

　今回、答申はこのように出すのだが、デジタルサイネージや屋外広告物の光るものに関する、例えば「守る、守らない」や「問題が出る、出ない」などの事例も少ないということだと思うので、これをきっかけにきちんと集めていただいて、今後、次のステップで条例化するということをあきらめずにやっていただきたい。京都のように非常に苦労して頑張っていくということが役に立つと思うで、それを必ずお願いしたい。

【委員】

　他に、どなたかございませんか。

【委員】

　今回、まとめていただいたLED等照明に対しての屋外広告物ということで、確認だが、現時点での屋外広告物条例に上乗せしてという理解でよいのか。ここには大きさの話も出ていないので、サイズの基準がない。今後、景観的なことを配慮すると、設置位置の話なども議論されているところもあるかと思う。

　今回、そのようなところすべて光の光源等々、向きや住居系の用途、あと、計画上の地域地区の中の住宅系の所、そこから５０メートルというような距離の概念が入っているが、そのバックには、通常の屋外広告物の規制基準があるという理解でよろしいか。

【事務局】

　まず、屋外広告物の許可については現状、面積・高さといったところでおこなっており、まずはそれを守っていただくというのがベースにある。そのベースの上で、LEDを用いた広告を設置される場合には、このような内容について配慮をお願いしたいと考えている。

　先ほど面積のお話も出ていたが、こちらは部会で議論をいただいたのだが、なかなかそのような事例の数も見つけられなかったので、最終的には定性的な表現となっている。

【委員】

　そのような「屋外広告物がベースにあって」という記載があれば、光源だけの重い基準であるということがわかるのだが、記載がないため分かりづらい。

【事務局】

　当初、条例とリンクさせてということであれば、そのような議論になったかと思うが、最終的には条例と必ずしも一致していないところもある。特に地域に関して申し上げると、第一種低層住居専用地域、これは禁止区域になっている。面積の小さいものは設置できるようになっているので、そのようなものに対してLEDが用いられる場合には、これは守っていただきたいという指導がある。

　第ニ種低層から第ニ種中高層までは、許可区域としている。ここの部分については、すべての屋外広告物が対象になってくる。

　その上で、第一種住居、第ニ種住居、市街化調整区域、上記以外の地域に関しては、許可区域という概念はない。表示制限ということで、道路や山、川等の場合に、許可が出るものになっているので、そのようなところで条例とは違う位置づけになっている。

【委員】

　少しあまのじゃく的になって恐縮だが、光を照らさないで、まず、ベースだけ設置して許可が出るかという話と、イニシャルで作っておいて、中に入ってくるものによってサイズが変わっていくというような段階を踏んでいく場合がある。そうした時に、２段階方式の許可が出てくるような雰囲気だと思ったので、そのあたりどのように対応していくのか聞かせていただいた。内容については、景観規制に対応しているので問題ないと思うが、運用するにあたってそのように感じたので、質問させていただいた。

【委員】

　特にこの答申に関して異論があるわけではないのだが、いくつか教えてほしい。今、LED関係の条例改正の動きが各自治体で始まったところで、そのような意味では、大阪府は先頭につけられたのかと思うが、有名なのは福岡がやられている。確か神戸市もやられていて、その辺の条例改正というのは、基本的にはLEDの照明が信号機などと被っており、信号機が見えにくい場合に禁止広告物にできる、あるいは撤去できるというケースがある。

　一部他の自治体などでは、おっしゃるようにレアケースかと思うが、大きさのルールなどを定めている場合もある。それは交通上支障がある場合、「それは駄目ですよ」というのが、条例本体の改正では多いかと思うが、このあたりは、府の条例での対応はどのような感じか教えていただきたい。

【事務局】

　福岡のお話というのも、議論をしている中でニュースになったため、問い合わせなどしている。福岡については、現時点ではまだ条例改正はしていないが、今、先生がおっしゃるような方向で考えるということが確認できている。

それを踏まえて部会の中でも議論をしたのだが、広告の場合は、住居系の部分について、一定の住居系にふさわしい照明を目指そうというところからスタートしていたので、商業系、賑わいを抑制するような場合には、いったん対象としないことになっていた。その分について、信号だからというところは、いったんここで何か明文化しようということにはしていない。ただし、何も触れないわけにもいかないので、４ページ、「配慮の目安の内容」のところに、

　「LEDビジョン等屋外広告の設置にあたっては、高さや方向、広告を見ることが想定される人までの距離に対する配慮及び信号や交通標識などに影響を与えないようにすること」

という形で表現させていただいている。

【委員】

　意見は出尽くしただろうか。

　それでは、私から１つだけ。７ページの下の図だが、これはわかりにくいと思うが、どうか。

　「正対する」や「正対していない」、「これは駄目」、「これはいい」等と日本語できちんと書いていただかないといけない。これは少し分かりやすくしていただきたい趣旨の意見なので、配慮いただければと思う。

　それでは、他に特段ご意見がなければ、原案をもって答申としたいと思うが、いかがか。

【各委員】

　異議なし。

【委員】

　　それでは、議事を事務局にお返しする。

【事務局】

　どうもありがとうございました。

　たくさん意見が出てまいりましたが、この問題につきましては、まだまだ我々も現場や現状をしっかり把握した上で、今後どのようにしていくかを考えていく必要があると思っております。

　部会の先生方も、数多くの部会を開かせていただき、このような冊子の形でまとめていただきまして、本当にありがとうございます。

　今日の審議会で、これを配慮事項として答申いただきましたので、景観につきましては、景観行政団体や政令市など、独自でやっておられる所もありますので、そことも十分に連携を密にして、府内の景観が少しでも良くなるように、これからもしっかり取り組んでいかないといけないと思っております。

　また機会があるごとに、「どのような状況になっているのか」ということは、丁寧にご説明させていただいて、今後の進め方についてもご相談にのっていただきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

　本日は長時間にわたり、ご審議いただきまして、ありがとうございました。

（終了）